

Ⅲ部 財政投融资に関する制度や取組

1. 財政制度等審議会財政投融资分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融资分科会が設置され、学識経験等のある委員によって構成されています。

この財政投融资分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投融资計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融资類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査¹²結果など、財政投融资制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

参考：Ⅲ部3.(1)
「実地監査」

■ 財政投融资分科会の様子



■委員名簿（令和8年4月1日現在）

<委員>	◎ 翁 百合	(株)日本総合研究所シニアフェロー・ 一橋大学大学院特任教授
	○ 土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授・ (公財)日本女性学習財団理事長
	丸田 健太郎	有限責任あずさ監査法人専務理事
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授
	渡辺 努	キャノングローバル戦略研究所研究主幹
<臨時委員>	有吉 尚哉	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
	岡田 章裕	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	小橋 文子	慶應義塾大学経済学部教授
	工藤 禎子	(株)三井住友銀行代表取締役副頭取執行役員
	西野 和美	一橋大学副学長・経営管理研究科教授
	山内 利夫	ソラリス・マネージメント(株) 執行役員パートナー

(注) ◎は分科会長、○は分科会長代理

[財政制度等審議会 財政投融资分科会 名簿：財務省](#)

※これまで財政投融资分科会においてとりまとめられた主な報告書

- ・「財政投融资改革の総点検について（平成16年（2004年））」
- ・「財政投融资改革の総点検フォローアップ（平成17年（2005年））」
- ・「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について（平成26年（2014年））」
- ・「今後の産業投資について（令和元年（2019年））」
- ・「財政投融资の在り方に関する議論の整理―時代の変化を踏まえた規律ある運営に向けて―（令和6年（2024年））」

■令和8年度（2026年度）9月までに開催した財政投融资分科会と主な議題

令和7年6月25日

- 財政投融资分科会長互選について
- 官民ファンドのフォローアップ等について
- 財政融資資金等の実地監査について
- 過疎対策事業債に関する取組状況について

令和7年7月31日

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について
大学ファンドの状況報告
令和6年度財政融資資金運用報告書
令和7年度政策コスト分析
財務局等を通じた地域課題解決支援について
産業革新投資機構の大型案件の進捗について

令和7年10月16日

令和8年度財政投融資計画要求の概要
日米政府の戦略的投資イニシアティブ等について

令和7年10月29日

令和8年度財政投融資計画の編成上の論点

令和7年11月21日

令和8年度財政投融資計画の編成上の論点

令和7年11月25日～27日

令和7年度財政投融資計画補正等

令和7年12月5日

令和8年度財政投融資計画の編成上の論点

令和7年12月25日

令和8年度財政投融資計画等
令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について
報告事項

令和8年2月16日～19日

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和8年3月23日～26日

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更等について

令和8年6月18日

諸外国における財政投融資類似制度
財政融資資金等の実地監査について
官民ファンドのフォローアップについて
バイアウト投資等に係る JIC の取組について

令和8年7月15日

令和7年度財政融資資金運用報告書
令和8年度政策コスト分析
大学ファンドの状況報告
官民ファンドのフォローアップ

令和8年9月18日

令和9年度財政投融資計画要求の概要
日米戦略的投資イニシアティブの状況報告

※その他、財政投融資分科会の議事や提出資料など詳しい内容については、以下のリンクからご覧頂けます。

○議事要旨・議事録・会議資料など

[財政制度等審議会 財政投融資分科会（議事要旨等）](#)：財務省（mof.go.jp）

○答申・報告書など

[財政制度等審議会 財政投融資分科会（答申・報告書等）](#)：財務省（mof.go.jp）

コラム リニアを走らせる“もう一つの力” — 財政投融資の役割

リニア中央新幹線の開通にも、財政投融資が活用されていることを知っていますか？

リニア中央新幹線とは、東京・大阪間を結ぶ超電導リニアを使用した新しい新幹線であり、現在、東京・名古屋間の工事が進んでいます。

この事業にあたり、複数年度にわたって合計3兆円の財政融資資金を鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて、建設主体である JR 東海に貸付けを実施しました。これによって、品川・名古屋開業後の JR 東海の経営体力回復期間を短縮し、連続して名古屋・大阪間の工事に着手することができるため、全線開業を最大8年間前倒しすることが可能となります。

財政投融資は、こうした日本全体に活力をもたらす国家的プロジェクトにも活用されているのです。

2. 財政投融资の財務の健全性確保

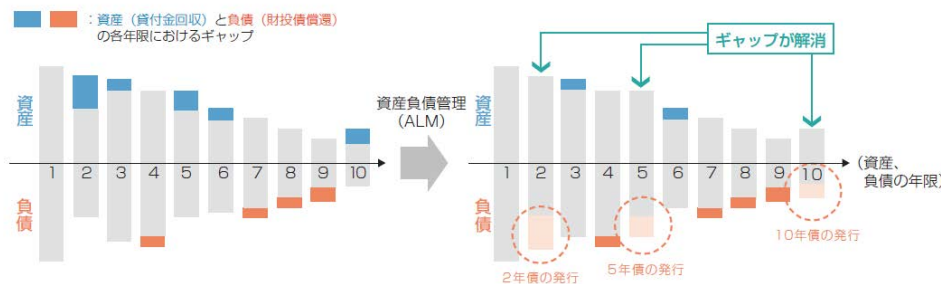
(1) 資産負債管理 (ALM^①)

財政融資資金においては、資金の貸付と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスク^②が存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

▶ 貸付と調達（財投債）で償還期間のズレが生じるため、金利変動リスクが発生します。

貸付（国にとっての資産）	財投機関のニーズに対応するため → 償還期限（5～40年（うち据置期間0～30年）） → 主に元金または元利均等償還
調達（国にとっての負債）	財投債を調達する国債市場における制約のため → 発行年限に制約（6ヶ月、1年、2年、5年、10年、20年、30年、40年） → 満期一括償還

▶ 財投債の発行年限を可能な限り調整し、期間のズレの解消に取り組むことでの的確な資産負債管理（ALM）に努めています。



財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）は、平成18年度（2006年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動に対応する余力が低下しています。

このような状況を踏まえ、平成23年度（2011年度）からは、資産と負債の間のデュレーション・ギャップ^③やマチュリティ・ギャップ^④を調整するため、金利スワップ取引や財投債の買入消却を実施し、ALMの高度化を図っています。

① ALM

『資産（Asset）及び負債（Liability）の総合管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

（関連）「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

② 金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ざや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融资特別会計においては、財政投融资改革以降のALMにより金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

③ デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

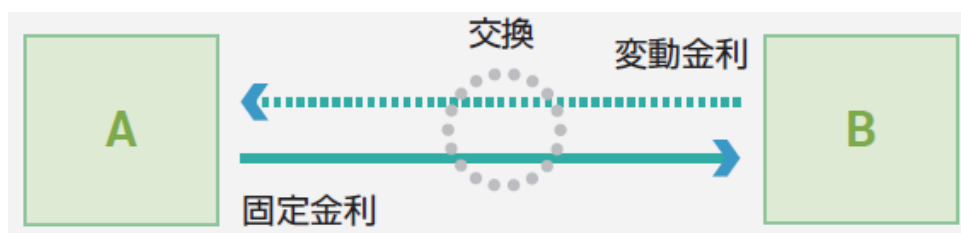
④ マチュリティ・ギャップ

各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達の時期にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。

（関連）「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

・金利スワップ取引の実施

変動金利と固定金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整します。



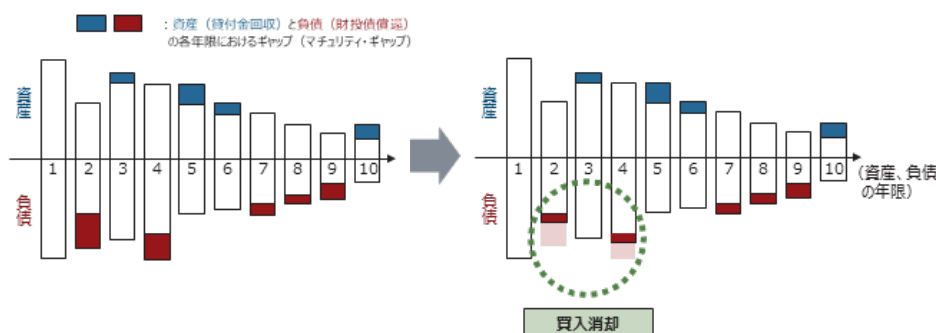
金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

・財投債の買入消却の実施

償還期限到来前に財投債を買い入れ、消却することで、マチュリティ・ギャップを調整します。

■買入消却によるマチュリティ・ギャップ調整のイメージ



（２）積立金^⑤（金利変動準備金^⑥）

財政投融资改革後、ALM によって財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。そこで、財政融資が長期にわたり安定的な活動を行えるよう、利益が発生した場合には、積立金としてこれを積み立てることとし、将来生じうる損失に備えることとしています。

⑤ 積立金（財政融資特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（特別会計法第58条第1項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計法では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第45条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされています（同法第58条第3項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

（関連）「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

⑥ 金利変動準備金

財政融資特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（１）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の50/1000に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（２）繰越利益がこの額を超える場合、当該超過部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成19年度（2007年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金勘定の総資産の100/1000から50/1000に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくならないことに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定計算書に「積立金明細表」として記載されています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

なお、積立金の準備率の上限については、政令に基づき、財政融資に係る総資産の 50/1000 とされています。

（参考）財政投融资特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計等への繰入れ

臨時的・特例的な一般会計などへの繰入れ

特別会計法の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）の準備率の上限（現行：50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされています。これは、財政投融资特別会計が積立金を繰入れ対象とすることにより、国債償還財源として負債の圧縮に充てることができることとしたものです。

一方で、上記による繰入れ以外にも、平成 18 年度（2006 年度）以降は厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として一般会計及び国債整理基金特別会計への積立金の繰入れが行われました。このうち平成 18 年度（2006 年度）には、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。平成 20 年度（2008 年度）には、積立金（金利変動準備金）の準備率の上限の引下げ（100/1000→50/1000）に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、特例法により、4 兆 1,580 億円を一般会計に繰り入れました。加えて、平成 21 年度（2009 年度）に 7 兆 3,350 億円、平成 22 年度（2010 年度）に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度（2011 年度）に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度（2011 年度）の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対処に活用されました。

復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下、「復興財源確保法」という）の規定により、平成 24 年度（2012 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として活用（国債整理基金特別会計へ繰入れ）できることとされ、平成 24 年度（2012 年度）に 9,967 億円、平成 25 年度（2013 年度）に 6,967 億円を繰り入れ、平成 27 年度（2015 年度）当初予算においても 5,500 億円を繰り入れました。

また、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年（2015 年）6 月 30 日閣議決定）を受け、平成 27 年度（2015 年度）補正予算から平成 30 年度（2018 年度）までにおいて、財政融資資金勘定及び投資勘定から、総額 5,971 億円を一般会計などに繰り入れました。

■平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づく財政投融资特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	合計 (H27～H30)
2,000億円 (融資勘定)	2,783億円 (投資勘定)	554億円 (投資勘定)	634億円 (投資勘定)	5,971億円

(注) 単位未満は四捨五入。

防衛財源への貢献

令和 5 年度（2023 年度）において、『我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法』（以下、「防衛財源確保法」という）に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源（以下、「防衛財源」という）を確保するため、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保しつつ最大限の貢献を行う観点から、特別の措置として、同法の規定により同勘定の積立金から 2,000 億円を一般会計に繰入れました。

また、投資勘定においても、防衛財源に充てるため、特別会計法の規定により 4,367 億円を一般会計に繰入れました。

財政投融资特別会計（投資勘定）からエネルギー対策特別会計（先端半導体・人工知能関連技術勘定）への繰入れ

令和 6 年 11 月の経済対策において策定した「A I ・半導体産業基盤強化フレーム」に基づき、A I ・半導体分野の官民投資を誘発し、我が国産業の競争力強化を図る中で、次世代半導体生産を行う産業の育成等を支援し、将来の投資勘定からの出資・収益確保につなげていく観点から、投資勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入れを行うこととなりました。これを受け、「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和 7 年度（2025 年度）より繰入れを行っております。

一般会計などへの繰入れと財政投融资特別会計の財務の健全性

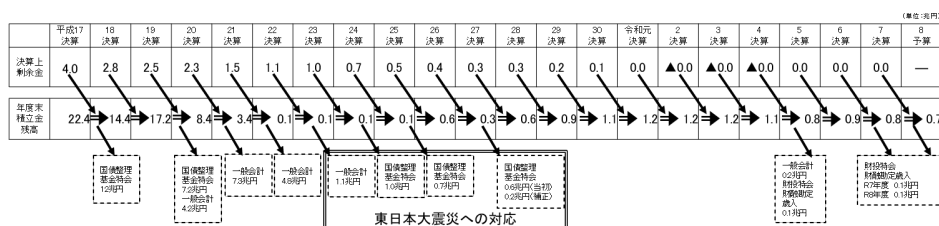
このように平成 18 年度（2006 年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が低下しています。

令和 2 年度（2020 年度）から令和 4 年度（2022 年度）にかけて歳入歳出決算上不足が生じ、積立金から補てんする状況にありました。今後数年にわたり当該状況は続く見通しであるため、防衛財源確保法附則第 2 条により、令和 5 年

度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの間、財政融資資金勘定の健全な運営を確保するため、予算で定めるところにより、積立金から同勘定の歳入に繰り入れることができることとされました。

今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて十分留意する必要があります。

■ 積立金残高の推移



（3）繰上償還の補償金

固定金利でお金を貸し借りする場合、貸し手・借り手の双方とも、将来の金利水準の変動に対して一定のリスクを負うことになります。借り手は、金利が上昇しても低い金利で借り続けられる一方、金利が低下しても高い金利を払い続けなければなりません。貸し手は、金利が低下しても高い金利を引き続き受け取ることができる一方、金利が上昇しても低い金利のまま我慢しなければなりません。

このような状況において、借り手が貸し手に繰上償還（前倒し返済）を行う場合、貸し手は、本来繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入を失うことになる一方で、借り手から繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行って利息収入を得ることが可能です。したがって、結局、貸し手にとって失った利息収入と新たに得られる利息収入の差額が繰上償還に伴って生じる損失となります。

財政融資資金の貸付けは利ざやを取らない収支相償を満たすよう運営されていることから、このような繰上償還に伴って生じる損失をそのまま受け入れることはできません。したがって、繰上償還は、繰上償還に伴って生じる貸し手の損失に対応する補償金の支払いが、繰上償還と同時に借り手より確実に行われると認められるときに限定されています。

（注1） なお、平成 17 年度（2005 年度）に（独）都市再生機構及び年金資金運用基金（現在の年金積立金管理運用独立行政法人）に、平成 17 年度（2005 年度）から平成 21 年度（2009 年度）に旧住宅金融公庫（平成 19 年度（2007 年度）以降は現在の（独）住宅金融支援機構）に、平成

19 年度（2007 年度）から平成 24 年度（2012 年度）に財政状況が厳しい地方公共団体に対し、補償金免除繰上償還を実施しました。

ただし、これらは財務状況が悪化し約定どおりの返済が懸念される貸付先であったため、補償金を免除して早期に元本回収を行うことで債権保全を図るなど財政融資資金の償還確実性を高めるために行った例外的な措置であり、下記の「4 条件」を満たした上で個別の法律に基づいて実施したものです。

①抜本的な事業見直し（抜本的な行政改革・事業見直し）

②繰上償還対象事業の勘定分離ないし経理区分

③経営改善計画（財政健全化計画など）

④最終的な国民負担の軽減

※ 平成 16 年（2004 年）に財政制度等審議会財政投融资分科会において要件として設定。カッコ内は地方公共団体の場合。

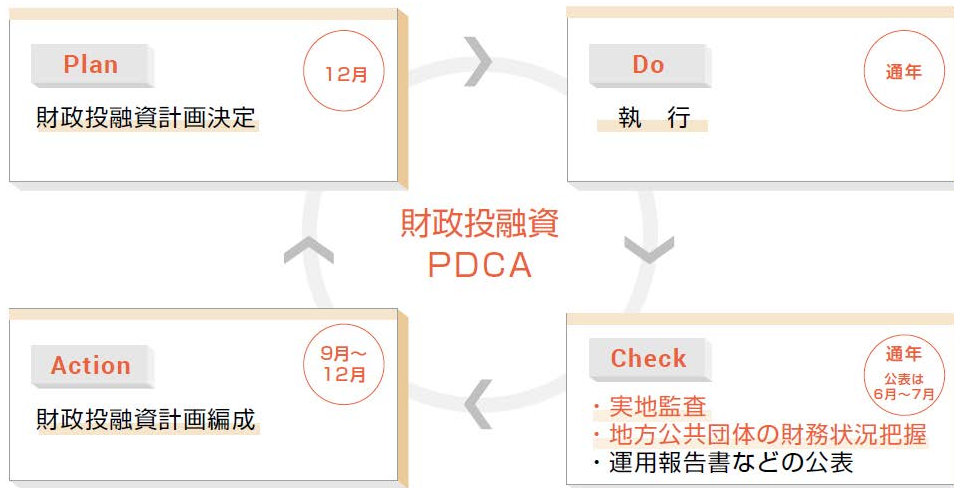
■平成 17～24 年度（2005～2012 年度） 補償金免除繰上償還実施額等（単位：億円）

	繰上償還額	補償金免除相当額
（独）都市再生機構	31,731	9,018
旧年金資金運用資金	20,294	3,328
旧住宅金融公庫	73,000	13,109
地方公共団体	38,283	8,923

（注 2）地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進する観点から、横展開の呼び水となる先駆的取組を支援するため、令和 3 年度（2021 年度）までに実施方針条例を制定した地方公共団体を対象に、厳しい経営環境にあり自助努力を行っていること等、支援要件を満たしていることを条件として、平成 30 年度（2018 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの間において、最初に受け取った運営権対価を上限に、当該コンセッションの事業範囲に係る債務を繰上償還する際の補償金の免除を特例的に認めました。当該措置における補償金免除額に伴う財源として地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用しました。

3. 財投機関に対するチェック機能の充実

財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、
実地監査や地方公共団体の財務状況把握^①に取り組むことで、財投機関に対する
チェック機能の充実を図っています。



① 財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。
（関連）「財務状況把握の結果概要（診断表）」

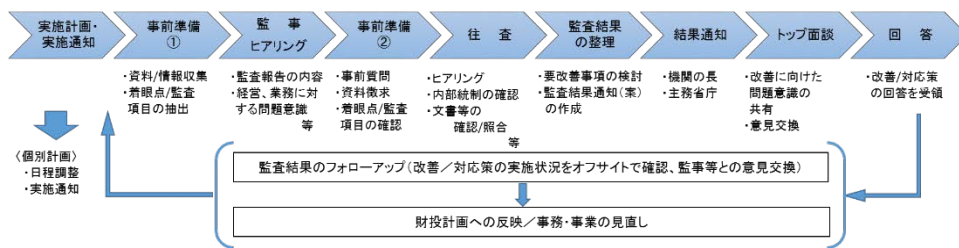
（1）実地監査

A. 法人等実地監査・スポット監査

法人等実地監査は、財政投融资の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融资の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態について確認するものであり、監査結果については、毎年度の財政投融资計画編成時の審査に活用しています。平成 17 年度（2005 年度）に開始し、延べ 81 機関（令和 8 年（2026 年）6 月現在）に実施し、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成 22 年度（2010 年度）からは、財政投融资の PDCA サイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

■ 実地監査のフロー



(注) 上記フローは法人等実地監査。地方公共団体実地監査はこれに準じて実施。

B. 地方公共団体実地監査

地方公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官などが、貸付先である地方公共団体に赴き、①貸付資金の使用状況及び事業の成果、②地方公営企業の経営状況などを確認するものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融资分科会においてとりまとめられた「財政投融资改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業^②の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 7 年度（2025 年度）実施先数：249 企業）。

病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況を把握することで、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行うなど、地方監査の充実を図っています。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組を支援しています。

（２）地方公共団体の財務状況把握

財務局・財務事務所などにおいては、確実かつ有利な運用が義務付けられている財政融資資金の貸し手として、借り手である地方公共団体の財務状況を的確に把握し財政融資資金の審査の充実などを図る観点から、平成 17 年度（2005 年度）より、地方公共団体の財務状況把握を実施しています。

財務状況把握においては、各地方公共団体の決算統計を利用して行政キャッシュフロー計算書を作成した上で、地方公共団体が公表している各種の財務資

② 地方公営企業

公共の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で 7,916 事業あります（令和 6 年度（2024 年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

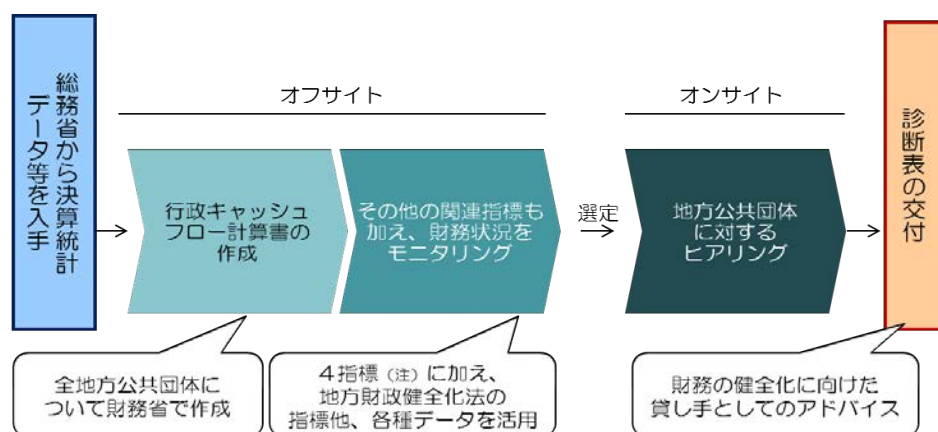
料なども利用して、全ての地方公共団体についてモニタリングを実施しています。このモニタリング結果などを踏まえ、一部の地方公共団体に対して直接ヒアリングを実施し、その結果については、財務状況把握の結果概要（診断表）^③として当該ヒアリング実施団体に交付しています。各地方公共団体に対しては、その結果を様々な場面で活用するよう促しています。なお、財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対しては、融資審査を厳格化することとしています。また、財務状況把握の基本的な考え方や分析手法については、財務省ホームページに「財務状況把握ハンドブック」を掲載し、解説しています。

平成 26 年度（2014 年度）からは、地方公共団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を診断表の交付時に他団体へ紹介するなどを行うことにより、アドバイス機能を強化し、丁寧なコンサルティングを実施しています。また、都道府県に対しても、市町村と同様の分析手法を活用しつつ、市町村と歳入・歳出構造が異なることを踏まえてヒアリングを実施しており、今後は実績を積み重ねたうえで財務状況把握の枠組みの構築を図ることとしています。

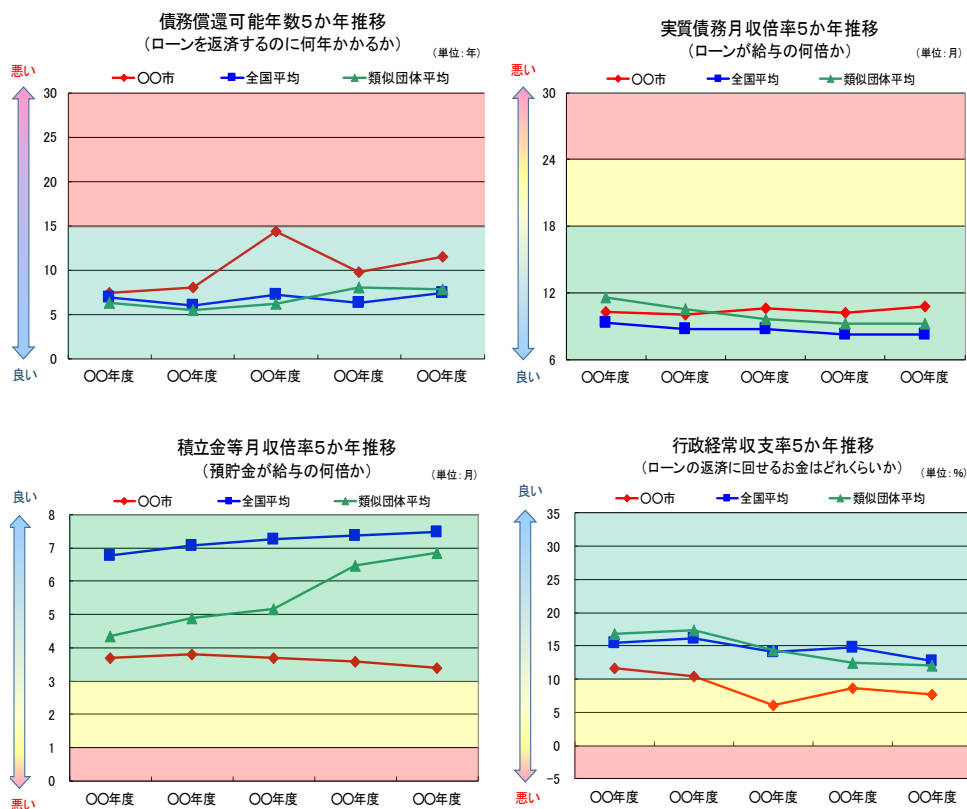
③ 財務状況把握の結果概要 （診断表）

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。
（関連）「財務状況把握」

■ 財務局・財務事務所などにおける財務状況把握の流れ



（注）4指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック関連データも合わせて算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」、「行政経常収支率」の4つの財務指標のことをいいます。



※診断表では、債務償還能力や資金繰りが留意すべき状況にあるか否かの評価を行うとともに、財務上の留意点が生じている場合はヒアリングなどによって要因を把握し、診断表に記載しています。また、地方公共団体が作成した中長期的な収支計画などから把握できる将来の財務見通しについても分析を行っており、ヒアリングを通じて気づいた点や内在するリスクなどの留意点があれば、あわせて診断表に記載しています。

4. ディスクローチャーの充実

(1) 政策コスト分析

財政投融资の対象事業には、財政投融资の他にも、政策目的を達成するため国から補助金などが投入される場合があります。政策コスト分析では、財政投融资のディスクローチャー（事業内容や財務状況に関する情報開示）の充実を図るため、一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として算出し、機関ごとに結果を公表しています。

$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金 等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

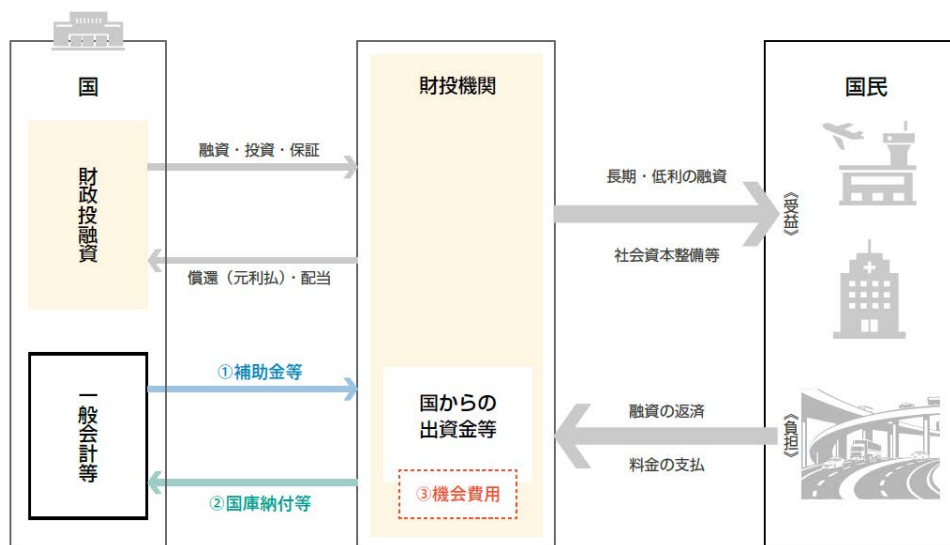
Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税 等

③機会費用 (出資金等によるもの)

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

(仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することが出来ます。)

■ 財政投融资と政策コストのイメージ



政策コスト分析においては、財政投融资対象事業の将来キャッシュフローを推計した上で、事業終了までの長期損益計算書や長期貸借対照表を作成します。これらは、事業の見通しや財務状況、財政投融资の償還確実性などを確認する上で、重要な材料の一つとなっています。

また、長期推計の結果や分析を通じて顕在化する諸課題を各省庁及び各財投機関と共有し議論することは、事業主体自らが事業の改善や見直しに繋げる効果が期待できるほか、債権者として債権を適切に管理する観点からも意義があると考えられます。

さらに、各財投機関においては、ホームページでの公表や、財投機関債を発行する際の債券内容説明書（金融商品取引法上の目論見書に準じて投資家向けに作成される書類）への記載などにより、政策コスト分析が財投機関のディスクロージャーにも活用されています。

（２）財投機関におけるディスクロージャーの取組

財投機関におけるディスクロージャーの取組の１つとして、民間会計基準またはそれに準拠した財務諸表の作成を行っています。株式会社ではない独立行政法人などの事業の財務状況についても、民間企業と同じ視点に立ち、統一的・横断的に財務内容を点検していくことが可能となっています。

（３）財政投融资の透明性確保への取組

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融资についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、財務省理財局が財政投融资分科会に提出した「財政投融资の透明性の向上について－実施プラン－」（平成 22 年（2010 年）4 月）に基づき、PDCA の各段階において、より分かりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。